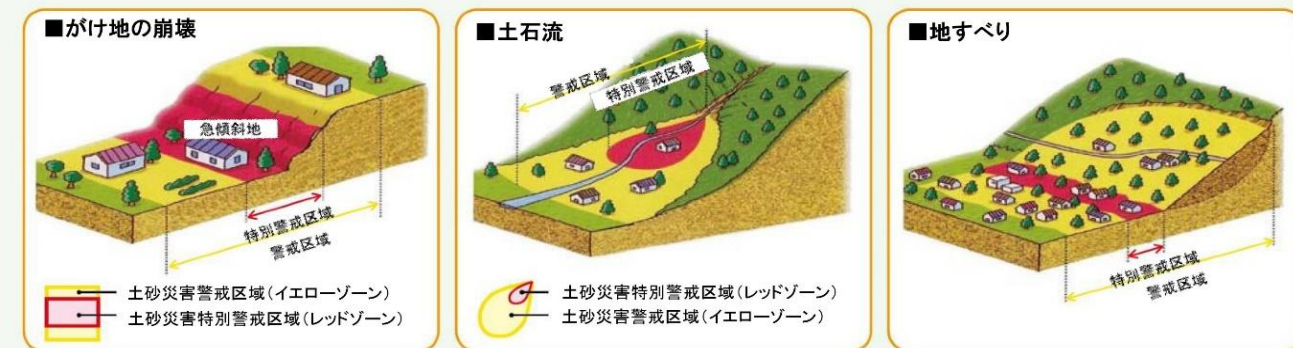


◎土砂災害に遭わないために…

土砂災害とは

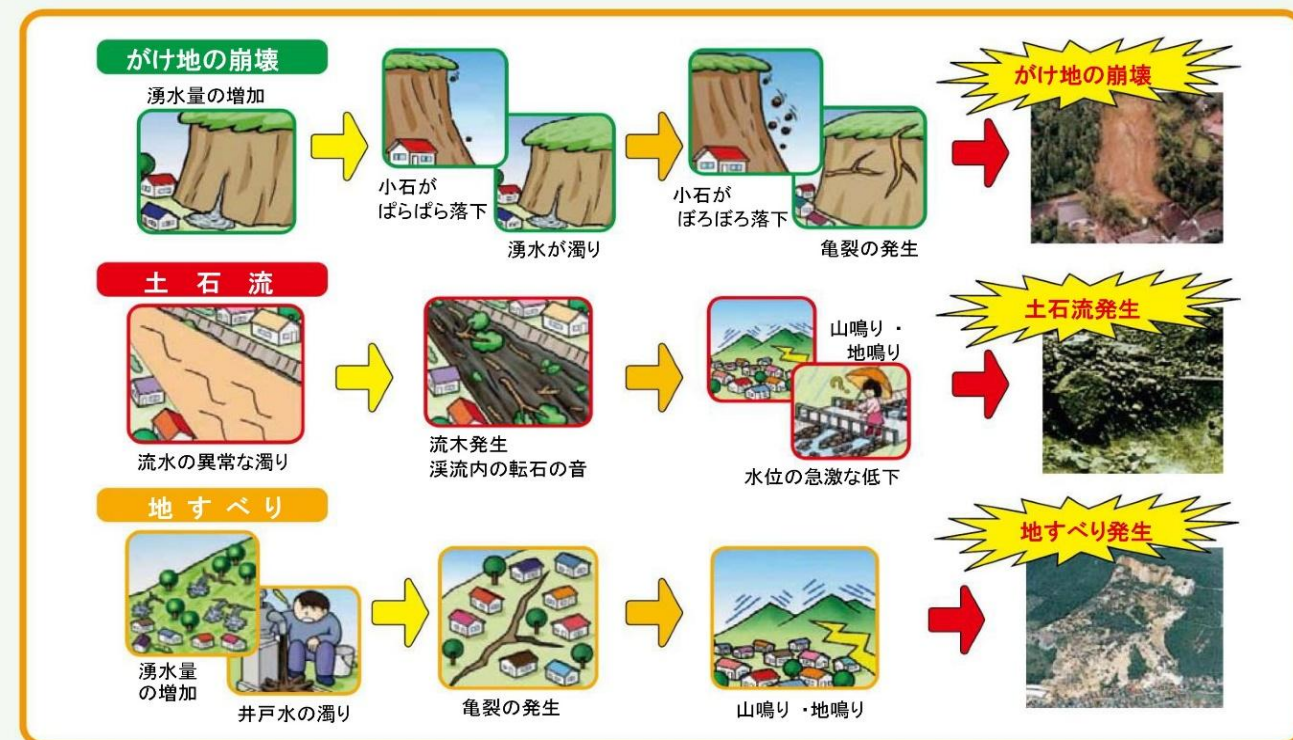
土砂災害とは、豪雨や地震などが原因となって、「がけ地の崩壊」・「土石流」・「地すべり」の現象が発生する自然災害のことです。土砂災害が発生するおそれがある場所では、土砂災害防止法に基づき「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」の指定があります。



※土砂災害防止法とは…

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進しようとするものです。
この法に基づき石川県では、
・「土砂災害警戒区域」…土砂災害のおそれがある区域
・「土砂災害特別警戒区域」…建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域の指定を行っています。
指定区域は「金沢市まちづくり支援情報システム（金沢市ホームページ）」でご覧いただけます。

こんな時は注意が必要です



このような前兆現象を発見した場合や降雨が続いた時などは、前兆現象がない場合でも土砂災害が起きる可能性があります。斜面の状況に常に注意を払い、身の危険を感じた時は、周りの人と自主的に安全な場所へ避難（自主避難）してください。また、前兆現象を発見した場合には、直ちにその場を離れ、市役所や自主防災会（町会）にご連絡ください。

災害情報配信サービス

気象警報、避難指示などが配信されます。登録を希望される方は以下のアドレスに空メールを送信してください。
bousai.kanazawa-city-citizen@raidens3.ktaiwork.jp

事前登録



がけ地災害に注意しましょう

1. 自分の敷地に「自然斜面」や「よう壁」がある方に

自分の敷地に「自然斜面」や「よう壁」等のある方は、「がけ崩れ」をおこして他人に損害を与えないように、日頃の点検に努められるようお願いいたします。金沢市では「自然斜面」や「よう壁」の防災に関する相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

2. お住まいの地域に土砂災害警戒区域の指定地がありませんか

土砂災害から市民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域に対して「土砂災害（特別）警戒区域」を定めています。指定区域内の市民の方は、避難先の確認をしておきましょう。金沢市では避難情報を掲載した「土砂災害避難地図」を作成し、校下ごとに配布しておりますのでご活用ください。

3. 異常気象に注意しましょう

梅雨や台風等のまとまった雨が降る季節や集中豪雨には、特に気を付けましょう。気象情報に注意し「がけ地」に異常が見られたら、直ちに避難できるように、日頃から準備しましょう。金沢市では関係機関と協力して、危険区域のパトロールを行っていますので、心配な箇所がございましたらお知らせください。

金沢市では「自然斜面」や「よう壁」の防災相談や防災工事の助成をおこなっていますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口 金沢市 道路建設課 がけ地対策室

〒920 - 8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL: 220 - 2612 FAX: 260 - 719

E-mail: gakechi@city.kanazawa.lg.jp

家の周囲を点検してみましょう。

このような場所があったら、要注意です。

日頃の点検について

- がけ側に雨水や雑水を流さないように排水路を整備しましょう。
- 大雨のあとは異常がないか、がけの状態を調べましょう。
- 崩れそうながけは必ず修復しましょう。
- 万一に備えて、避難方法をあらかじめ決めておきましょう。
- 危険な土留めは、早めに安全なよう壁につくり直しましょう。
- がけ地の木は、幹や枝を切りましょう。(風でゆれて地盤を弱くします。)

